

公安委員会定例会議の開催概要

第1 日時

平成30年11月28日午後1時00分～午後5時30分までの間

第2 全体会議

1 審議事項

なし

2 報告事項

(1) 平成30年度12月補正予算案の概要等について

八尾警察署の移転建替関係経費として、平成30年度から平成31年度までの2か年にわたり総額872万6千円が示された。移転建替用地は、久宝寺緑地の一部を予定地としているため、都市計画の変更に必要な都市計画変更図書を作成するための経費である旨の報告があった。

(2) 視聴覚教材「職務質問の指導要領」の作成について

地域警察職務質問指導員等の指導力向上を図るため、視聴覚教材「職務質問の指導要領」を作成した旨の報告があった。

【委員発言】

○ 現場執行力の強化につながり、指導員をはじめ若手の育成にも資することから、有効に活用していただきたい。

(3) 弁護士らによる強要事件の検挙について

捜査第四課が、松原、生野、堺、西堺、平野、布施及び西成署の各警察署と合同で、標記の事件につき、11月24日に被疑者4人を逮捕した旨の報告があった。

第3 個別会議

1 決裁事項

(1) 運転免許取消対象事案について

運転免許取消対象事案について、審議の結果、74件の行政処分を決定した。

(2) 災害対策基本法施行令に基づく道路管理者への意見聴取について

災害対策基本法第48条に基づく防災訓練における交通規制の実施に伴い、阪神高速道路株式会社に対する意見聴取について上申があり、審議の結果、可として決裁した。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反に係る代行聴聞結果及び行政処分の決定について

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）

に基づく行政処分1件（客引き禁止違反）について、審議の結果、風俗営業及び飲食店営業の停止（停止期間6月）を決定した。

イ 風営法に基づく行政処分1件（客引き禁止違反）について、審議の結果、風俗営業及び飲食店営業の停止（停止期間3月）を決定した。

(4) 犯罪被害者等給付金の支給裁定について

傷害致死事件に係る遺族給付金の支給裁定申請 1 件について、審議の結果、犯罪被害者と加害者の間に犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成 30 年国家公安委員会規則第 6 号）による改正前の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第 7 条前段に規定する関係があったと認め算定した額の 3 分の 2 とし、第一順位遺族の数で除して支給することとした。

(5) 犯罪被害者等給付金の支給裁定に係る「提出書類の写しの交付請求」に関する意見の提出について

当公安委員会における平成 29 年 3 月 22 日付けの犯罪被害者等給付金支給裁定に係る審査請求に関し、国家公安委員会から行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 38 条第 2 項の規定に基づく意見の提出要求を受理した旨の報告と提出案の上申があり、可として決裁した。

(6) 不服申立てに対する裁決について

ア 運転免許取消処分に対する審査請求事案

運転免許取消処分の取消しを求めた審査請求事案 1 件について、審議の結果、当該処分は道路交通法施行令の基準に従い適正に行ったものであることから棄却とした。

イ 運転免許取消処分に対する審査請求事案

運転免許取消処分の取消し又は軽減を求めた審査請求事案 1 件について、審議の結果、当該処分は道路交通法施行令の基準に従い適正に行ったものであることから棄却とした。

ウ 一般運転者に係る運転免許証交付処分に対する審査請求事案

一般運転者に係る運転免許証交付処分の取消しを求めた審査請求事案 1 件について、審議の結果、当該処分は道路交通法の基準に従い適正に行ったものであることから棄却とした。

エ 放置違反金納付命令処分に対する審査請求事案

放置違反金納付命令処分の取消しを求めた審査請求事案 1 件について、審議の結果、当該処分は道路交通法に基づき適正に行ったものであることから棄却とした。

オ 放置違反金納付命令に係る督促処分に対する審査請求事案

放置違反金納付命令に係る督促処分の取消しを求めた審査請求事案 1 件について、審議の結果、当該処分は道路交通法に基づき適正に行ったものであることから棄却とした。

カ 運転免許取消処分に対する審査請求事案

運転免許取消処分の取消し又は軽減を求めた審査請求事案 1 件について、審議の結果、本件審査請求は行政不服審査法第 18 条に規定する請求期間を経過していることから却下とした。

(7) 風営法に基づく 6 月以上の営業休止に係る行政処分の決定について

風営法に規定する「6 月以上の営業休止」に係る行政処分 1 件について、風俗営業許可の取消しを決定した。

- (8) 意見要望の受理等について
意見要望 81 件について受理報告があり、審議の結果、それぞれ処理方針を決定した。

2 報告事項

- (1) 大阪府特殊詐欺対策審議会の答申について
大阪府特殊詐欺対策審議会の答申について報告があった。
- (2) 監察案件について
監察案件について報告があった。
- (3) 平成 31 年大阪府警察重点目標の設定について（案）
「平成 31 年大阪府警察重点目標」について、運営の基本指針を「府民が安心して暮らせる『安全なまち大阪』を確立するための警察活動の推進」、特別推進項目を「G20 大阪サミットの開催に伴う警察諸対策の推進」とし、重点目標を「地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止総合対策の推進」、「府民生活を脅かす犯罪と新たな脅威への対処能力の強化」、「子どもや女性の安全を守る力の強化」、「特殊詐欺の撲滅に向けた総合対策の推進」、「組織犯罪対策の推進」、「少年の健全育成を図る諸対策の推進」、「地域住民の期待と信頼に応える地域警察活動の推進」、「交通死亡事故抑止対策の推進」、「多様化する脅威から府民を守る警備諸対策の推進」及び「時代の変化への的確な対応」とする案の事前説明があった。
- (4) 10 月中の警察宛て苦情の受理及び処理結果について
10 月中の警察宛ての苦情申出状況及び反省・教訓の認められた事案の概要について報告があった。
- (5) 生活安全部主管に係る 10 月中の専決事務処理状況について
10 月中における生活安全部主管に係る専決事務の処理状況について報告があった。
- (6) 交通部主管に係る 10 月中の専決事務処理状況について
10 月中における交通部主管に係る専決事務の処理状況について報告があった。
- (7) 集団示威運動等に係る専決事務処理状況について
11 月 12 日から 11 月 18 日までの間に受理した集団示威運動等の許可申請に係る専決事務の処理状況について報告があった。
- (8) 個人情報開示請求の受理について
当公安委員会に対して、大阪府個人情報保護条例に基づき、個人情報開示請求 1 件がなされた旨の報告があった。

以 上